

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(財産債務調書の提出に関し必要な事項)

第十二条の二 省略

254 省略

5 次の各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項及び第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額は、当該合計額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 21 省略

6 前項各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項第二号及び第四号の所得税の額の合計額は、当該合計額に当該各号に掲げる規定を適用して計算した場合の所得税の額を加算した額とする。

7 租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定の適用がある場合における法第六条の二第一項第二号及び第四号の配当控除の額は、当該配当控除の額に租税特別措置法第四十一条の二の二第一項の規定により控除される金額を加算した額とする。

8 省略

附則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

(財産債務調書の提出に関し必要な事項)

第十二条の二 同上

254 同上

5 次の各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額は、当該合計額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 21 同上

6 同上